様式１（第５条関係）

【記入例】道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税等の世帯の場合

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　殿

高校生等教育給付金受給申請書

次の５点を確認の上、□にレ印を付けてください。

- ☑ **この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。**
- ☑ **この申請書に虚偽の記載があった場合は、岡山県の求めに従いその金額を即時返還します。**
- ☑ **私は岡山県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
- ☑ **この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。**
- ☑ **給付金の支給を行うために岡山県が必要があると認める場合、基準日における世帯の状況について、各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。**

（以下の空欄に保護者等が署名してください。記入の際は、別紙「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

令和８年度における高校生等教育給付金の受給を申請します。

申請区分	※全学年選択可	※新入生のみ選択可（年２回の申請が必要になります。）	
	☑ 年額支給	□ ４月から６月相当額支給	□ ７月から翌年３月相当額支給
ふりがな	おかやま　のぞみ	高校生等との関係（該当する□にレ印を付けてください）	☑親権者・□未成年後見人 □未成年後見人である里親 □主たる生計維持者　□高校生等本人 □その他（　　）
申請者氏名（保護者等）	岡山　のぞみ		
申請者住所	〒　700-8570 岡山市北区内山下〇－〇－〇		
申請者の連絡先	①　090-1234-××××　生徒との続柄（母）	②　090-9876-〇〇〇〇　生徒との続柄（父）	

（平日昼間に連絡をとることができる電話番号を記入してください。）

【対象となる高校生等について】

ふりがな		おかやま　こだま	生年月日	平成　22　年　〇　月　×　日	
氏　名		岡山　こだま			
在学する学校	入学年月	令和　8　年　4月　第　1　学年入学	□ 通信制　・　☑ 通信制以外		
	学校の名称	学校名等 岡山県立倉敷南高等学校　普通科　1　年　1　組　11　番			
	学校の種類・課程・学科（別紙「記入上の注意」の１のハから番号を選択）		番号	①高等学校（全日制）	既給付金受給回数：0
	学校の所在地等	岡山　都道府(県)　倉敷　(市)区町村　吉岡３３０ 電話番号　086-423-0600			

過去の高等学校等における在学期間	学校名　　立	年　月　日 ～ 年　月　日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし　1回　2回　3回　4回　不明 □　□　□　□　□　□
	学校名　　立	年　月　日 ～ 年　月　日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし　1回　2回　3回　4回　不明 □　□　□　□　□　□

【高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について】

（１）高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☑ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア　高等学校等就学支援金　　イ　高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）
ウ　高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【生活保護（生業扶助）の受給状

基準日とは、
早期給付の場合→令和8年4月1日
通常給付の場合→令和8年7月1日

（２）どちらかの□にレ印を付け

□ ①私の世帯は、基準日におい　　36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。**（→裏面の記入は不要です。）**

☑ ②私の世帯は、基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。**（→裏面を記入してください。）**

【保護者等の収入等の状況について】

（３）次の者の課税証明書等を提出します。

（①～⑥の該当する□にレ印を付けてください。）

①	☑	**親権者（両親）2名分**
②	□	**親権者1名分** （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，その者を除く。） ・離婚，死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合等
③	□	**未成年後見人（　　）名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除く。
④	□	**高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分** ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	**主たる生計維持者　1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
⑥	□	**高校生等本人** ・親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり，成人に達している場合等

例）離婚、死別、ドメスティックバイオレンス、養育放棄など

生徒が成人（主に高校3年生）している保護者は、④or⑤をチェックしてください。

（注）児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成１１年４月３０日厚生省発児第８６号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

（４）次の理由により，課税証明書等を提出しません。（該当する場合は、□にレ印を付けてください。）

⑦	□	所得確認の対象が高校生等本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが，未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

（５）課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄

（（４）の場合は記載不要。）

氏名	高校生等との続柄	令和８年１月１日現在の住所
岡山　のぞみ	父	○○ 都道府(県) △△ (市)区町村

氏名	高校生等との続柄	令和８年１月１日現在の住所
岡山　ひかり	母	○○ 都道府(県) △△ (市)区町村